



ORIENTAL STUDIES TRIPOS Part I

Japanese Studies

Tuesday 3 June 2008 13.30 – 16.30

J.3 MODERN JAPANESE TEXTS, 2

Candidates should answer **both** sections.

*Write your number **not** your name on the cover sheet of each Section booklet.*

STATIONERY REQUIREMENTS

20 Page Answer Book x 1

Rough Work Pad

You may not start to read the questions
printed on the subsequent pages of this
question paper until instructed that you may
do so by the Invigilator.

SECTION A

1 Translate into English: [30 marks]

在日韓国・朝鮮人（ざいにちかんこくちょうせんじん）または在日コリアンは、日本に定住する朝鮮民族のこと。一般に在日コリアンといったときは、おおむね1945年以前から日本に住む者（一世）と、それらの子孫で日本で生まれ育った者（オールドカマー）、またはおよそ10年以上定住する人々（ニューカマー）を指すといわれる。しかし、厳密にどこまでを在日韓国・朝鮮人と呼ぶべきかについては、いくつかの議論があり、明確な定義があるわけではない。

本国での国籍によって在日朝鮮人または在日韓国人と呼ばれることがある。国籍を問わない呼称として在日コリアン、または単に在日とも呼ばれる。

在日韓国・朝鮮人という言葉は、日本による朝鮮統治時代から継続的に日本に在住し、現在は朝鮮籍あるいは韓国籍を持ちながら、日本に永住する資格を持つ人々に限定して用いられることが多い。日本国籍を取得したものは、コリアンジャパニーズ（朝鮮系日本人または韓国系日本人）と呼ばれることがある。

子孫	descendants	継続的に	continuously
厳密に	strictly (speaking)	永住	permanent residence

‘Zainichi Kankoku/Chōsenjin’ in *Uikipedia* (accessed February 2008)

SECTION B

Candidates should answer TWO of the following three questions:

- 2 Translate into English: [35 marks]

政府レベルでは中国・台湾ともに話し合いでの問題解決を主張しているが、実際には相互に事前通報する取り決めが日中政府間で結ばれている排他的経済水域（EEZ）内はおろか、尖閣諸島周辺の日本の領海内で中国人民解放軍海軍の艦船による海洋調査が繰り返されたり、台湾および香港も含めた中国人活動家の領海侵犯を伴った接近が繰り返されている。このような実力行使に対して日本政府はことあるごとに抗議しているが、中国側はそれを無視している。

日本は憲法で国際紛争の解決の手段として武力を行使することを放棄しているので、もとより話し合いで解決したいと望んでいる。日本の国内には民間レベルで灯台の建設を進めたり、定住しようとする計画もあるが日本政府はそれを押し留めている。外務省が中国に対して弱腰であるという意見も存在する。また国際法判例では、紛争発生以降のこれらの実効的支配が、からずしも有利な条件と許容されないと指摘もある。

ともあれ、尖閣諸島が、日中間の微妙な問題であるとともに、それぞれの国内においても微妙な問題となっていることは間違いない。そのため、事実上両国間で「棚上げ」の状態にあるが、なにかしらの民族主義的対立が発生するたびに、この領有権問題が蒸し返されてきている。

‘Senkaku Shotō ryōyūken mondai’ in *Uikipedia* (accessed December 2007)

(TURN OVER)

3 Translate into English: [35 marks]

それから十年ばかり経つが、自分にとって「日本とは何か」という問いは歳月とともに重みをましてくる想いがしているのだ。

ここで父を語りたい。父にとって日本は怨念の国であった。数年まえ父は、故里の北朝鮮を行つてきたいという最後の願いもかなえられぬまま没した。この父に僕は在日同胞父代の一つの原型を感じる。おのれの望みは晴らせぬが、つらい思い出はいっぱいの父代、これが在日同胞の現実の姿なのではなかろうか。打切りのままの帰国問題、日本政府が敗訴になつてゐる祖国往来の問題、こうした現実のなかで父は自分を出るに出られぬ「籠の鳥」のように感じていたようである。なにも父にかぎらず、同じ「籠の鳥」の同胞にとつては最近の「出入国管理法」立法意図から、さらに念の入つた出口なしの実感を抱かされているのである。

僕は自分が朝鮮人として歩むにつれ、父の憂鬱を前とはちがつた認識でとらえることができた。自分が朝鮮人になれずに悩んでいたとき、父は朝鮮人の権利のなさに苦しんでいたのである。父のきたなさ、粗暴さ、貧しさをその置かれた状況から総体的にとらえようとしたのは僕にとって進歩であったかもしない。

4 Translate into English: [35 marks]

日本と韓国の戦後処理をめぐる話し合いは、アメリカが仲立ちして始まった。サンフランシスコ講和条約の調印（一九五一年九月八日）直後、GHQが日本政府に対し「在日韓国人の法的地位」について韓国と交渉するよう指示したのである。講和発効とともに日本国籍を失うことになる在日朝鮮人の処遇問題は緊急の課題だった。しかし交渉は在日問題に限定せず、正式に日本から独立する韓国との、新たな外交関係を開くための交渉、とすることに決まった。それが韓国側からの希望だったという。

主な議題は、国交樹立、財産請求権、漁業、在日韓国人の国籍や処遇などの問題だった。

予備交渉を経て、年を越した一九五二年二月十五日、本交渉は緒についた。日本政府は初め会期を三月いっぱいと予定し、講和発効（一九五一年四月二八日）と同時に日韓条約も発効させたいと目論んだ。しかし両国はさつそく基本条約案で鋭く対立する。それは、一九一〇年に締結された日韓併合条約を合法的だったと解釈するか否かという問題だった。韓国側は、条約は武力によって強制されたもので初めから無効と主張。それを認めるわけにいかない日本側は、条約は合法的だつたというニュアンスを何とか盛り込みたいと企図した。

Uno Yoshiko, 'Nikkan Jōyaku seiritsu no keika', in *Betonamu Sensō no jidai* (1993), p. 135

END OF PAPER